

国指定鳥獣保護区特別保護地区 の指定について

令和5年10月4日(水)

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

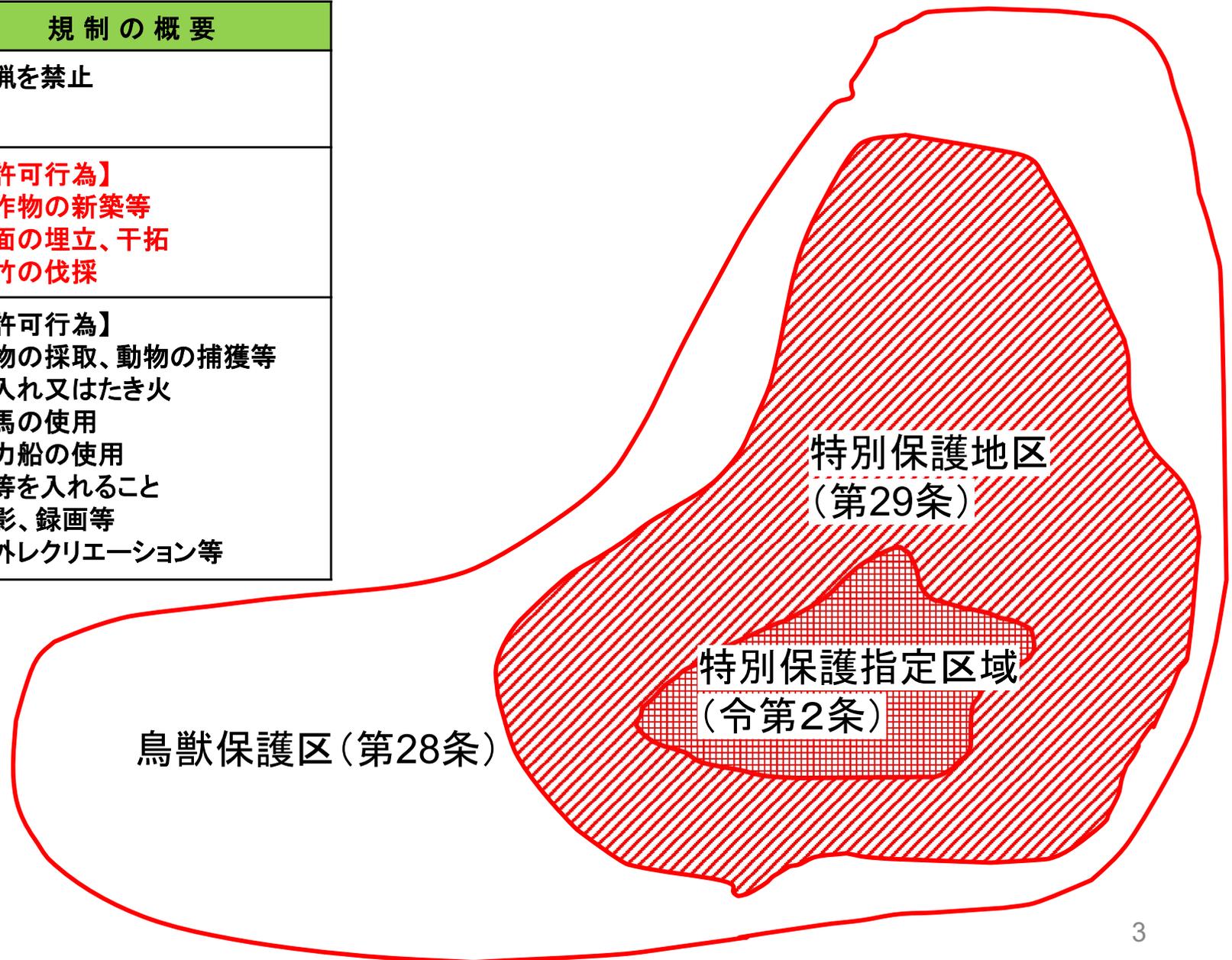
- 環境大臣が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。	・狩猟を禁止	20年以内 存続期間の更新は可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の 存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域ごとに対象期間を指定

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

区分	規制の概要
鳥獣保護区 (法第28条)	・狩猟を禁止
特別保護地区 (法第29条)	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採
特別保護 指定区域 (令第2条)	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

2. 指定区分及び指定基準

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (中海(カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 20箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

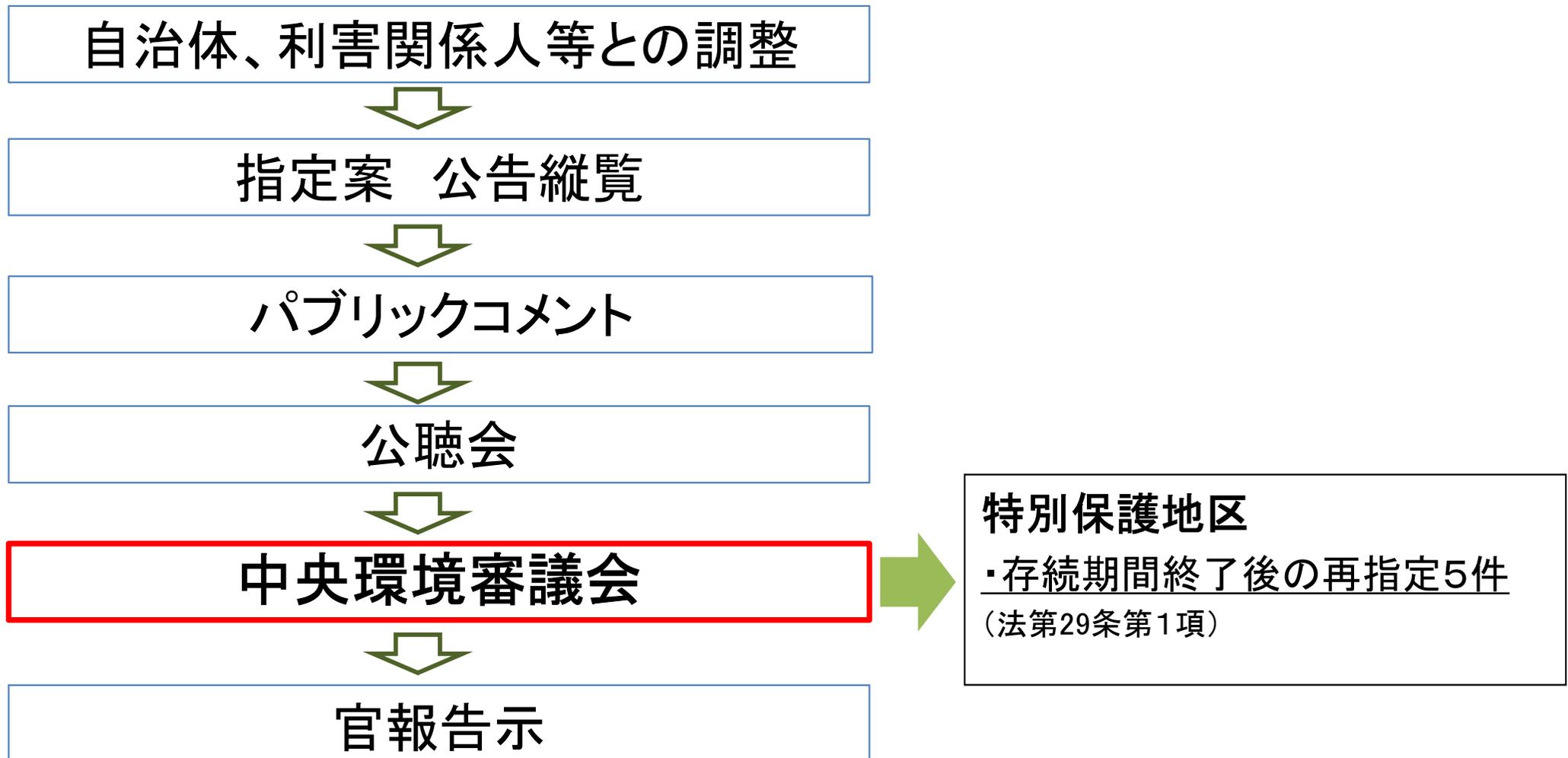
(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より)

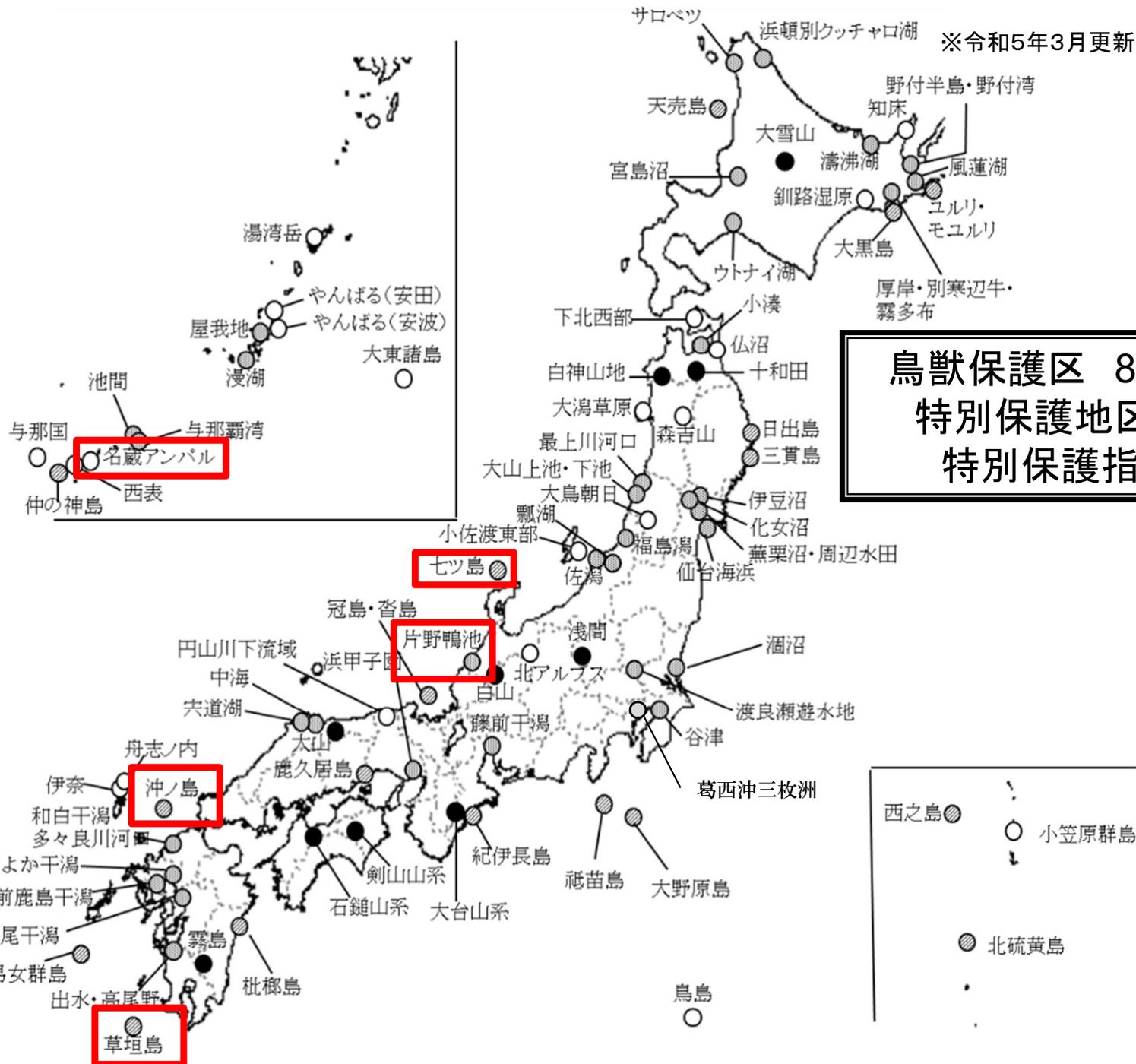
国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

3. 特別保護地区指定の主な手順



今回諮問する特別保護地区

※令和5年3月更新



鳥獣保護区 86箇所
 特別保護地区 71箇所
 特別保護指定区域 2箇所

凡例	
●	大規模生息地
●	集団渡来地
●	集団繁殖地
○	希少鳥獣生息地

●	西之島
○	小笠原群島
●	北硫黄島

●	南鳥島
---	-----

今回諮問する特別保護地区

特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積
七ツ島	再指定	集団繁殖地	石川県 輪島市	令和25年10月31日 (20年間)	24 ha
片野鴨池	再指定	集団渡来地	石川県 加賀市	令和25年10月31日 (20年間)	10 ha
沖ノ島	再指定	集団繁殖地	福岡県 宗像市	令和25年10月31日 (20年間)	93 ha (94 ha)
草垣島	再指定	集団繁殖地	鹿児島県 南さつま市	令和25年10月31日 (20年間)	18 ha (21 ha)
名蔵アンパル	再指定	希少鳥獣生息地	沖縄県 石垣市	令和25年10月31日 (20年間)	154 ha

※1 いずれも存続期間終了に伴う鳥獣保護区の更新に際しての特別保護地区の再指定となります。今回はいずれも区域の変更はありません。

※2 精査による面積修正あり。カッコ内は現行の面積

国指定七ツ島鳥獣保護区 七ツ島特別保護地区の再指定について

七ツ島鳥獣保護区(24ha)

七ツ島特別保護地区(24ha)



七ツ島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 位置

石川県輪島市名船町字七ツ島

● 指定区分

集団繁殖地

● 面積

鳥獣保護区

24ha

特別保護地区

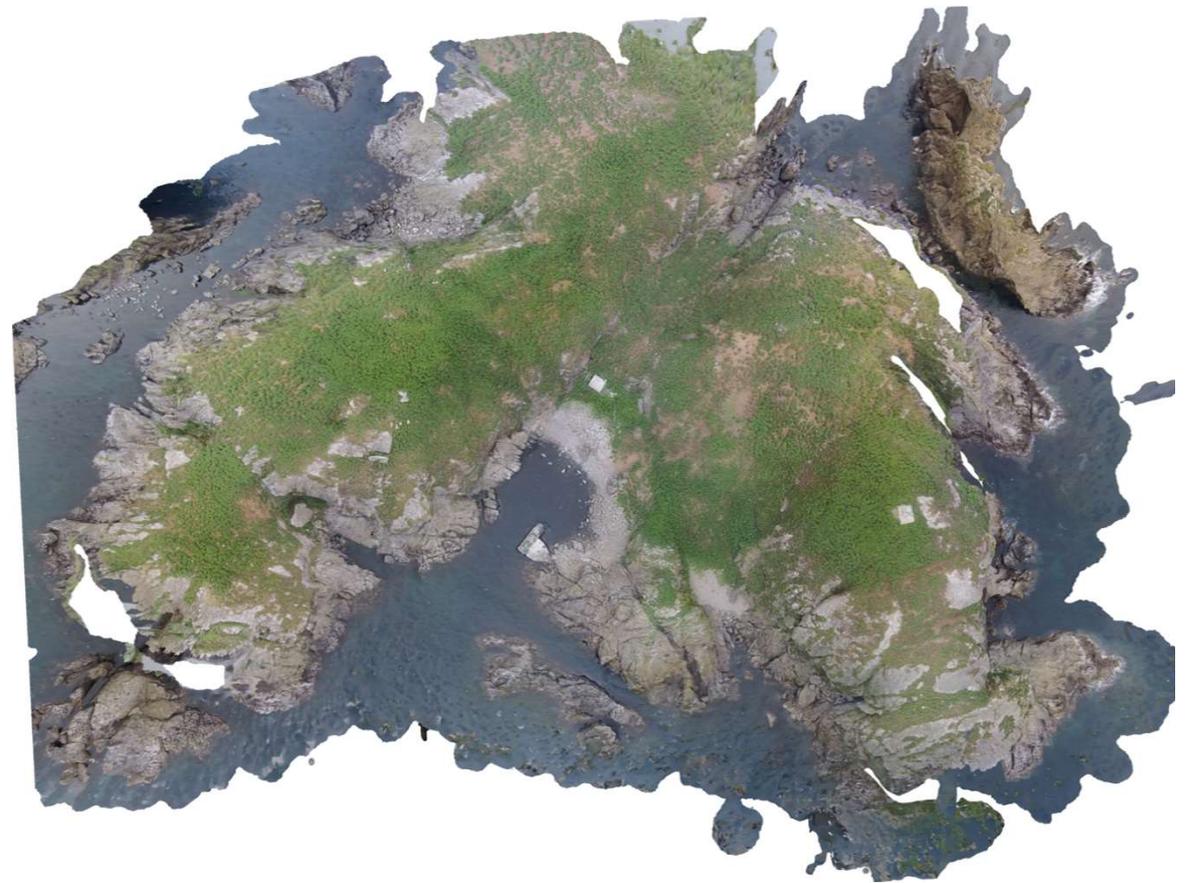
24ha(再指定)

● 存続期間

令和5年11月1日から20年間

● 他法令による規制区域等

能登半島国定公園



大島

七ツ島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- 鳥類: 43科158種
オオミズナギドリ、カンムリウミスズメ、ウミネコ、ハヤブサ等
- 獣類: 1科1種
ドブネズミ



ウミネコ



オオミズナギドリ(幼鳥)

● 自然環境の概要

- 輪島市沖合北約24kmに位置し、大島、狩又島、竜島、荒三子島、赤島、烏帽子島、御厨島の七つの無人島及び岩礁
- 大島は約6万羽のオオミズナギドリや多くのウミネコの集団繁殖地
- 荒三子島にはカンムリウミスズメが繁殖



七ツ島鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

管理方針

- 七ツ島は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。
- 区域内の灯台及び避難小屋の改修等に当たっては、海鳥類の繁殖及び生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係機関との調整を図る。

<管理状況>

環境省、関係団体、研究者とともに以下活動を実施。

- オオミズナギドリ等の鳥類の生息及び繁殖状況のモニタリング調査を行なう。
- 通年、大島及び荒三子島でオオミズナギドリ、カンムリウミスズメの繁殖脅威となっているドブネズミの駆除及び生息状況調査を行ない、ドブネズミの低密度管理を行なう。
- 大島において人為的に持ち込まれたアナウサギについて、令和元年までに完全駆除を実施。モニタリング調査により区域内の獣類生息状況等の把握に努めている。



オオミズナギドリ繁殖状況調査

公告縦覧、公聴会等の実施結果(その1)

1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和5年9月15日-10月2日
- 縦覧の場所：環境省本省及び中部地方環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和5年9月11日-10月1日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：下表のとおり

意見	意見への対応
七ツ島計画書の1ページの2(2)の1行目「輪島市の北」は不適當な記載である。1(2)に記載によると、七ツ島は輪島市の一部であるから。	七ツ島は輪島市の一部と認識しております。ご指摘のありました「輪島市の北」については輪島市街地からとの意味を含み使用していますので、環境省案のとおりとさせていただきます。

公告縦覧、公聴会等の実施結果(その2)

3. 公聴会

- 開催日：令和5年9月6日(水)
- 場 所：輪島市役所大会議室
- 公述人：7名
(本人出席1名、代理出席3名、欠席3名)
- 賛否：賛成7名
- 主な意見：なし

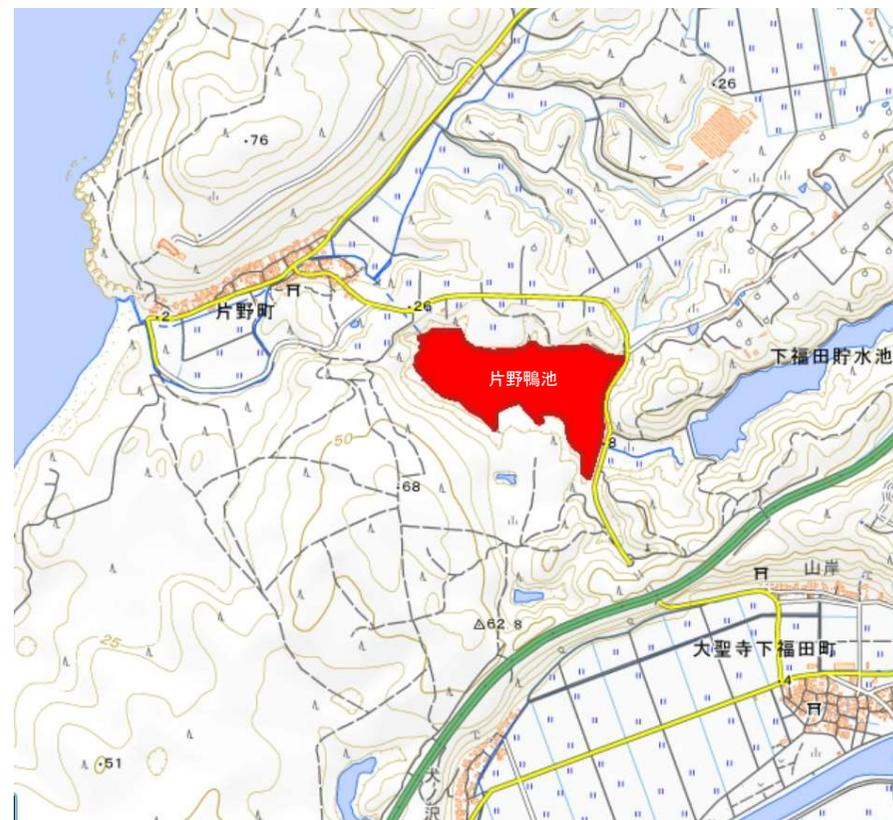


片野鴨池鳥獣保護区

片野鴨池特別保護地区の再指定について

片野鴨池鳥獣保護区(10ha)

片野鴨池特別保護地区(10ha)



片野鴨池鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- 鳥類: 43科174種
マガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、
トモエガモ等
- 獣類: 7科11種
ホンドタヌキ、ホンドキツネ等



ヒシクイ



トモエガモ

● 自然環境の概要

- 農業用溜め池及び水田耕作放棄地等からなる水面と湿地。
- マガン等の水鳥が多数飛来し、渡り鳥の重要な中継地・越冬地。
- 国際的に重要な渡来地として「ラムサール条約」に登録されており、鳥類の良好な生息環境が維持されている。



片野鴨池鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

管理方針

- 渡り鳥の渡来地としての機能を維持するため生息環境の調査、保全整備等に関係機関と連携協力し取り組む。
- ラムサール条約登録地として持続可能な利用を図る。
- 加賀市鴨池観察館を拠点に鳥類調査、普及啓発の場として利用を進める。

<管理状況>

環境省、石川県、加賀市、関係団体、研究者とともに以下の活動を実施。

- 保全事業により鳥類の生息環境改善のための調査、整備を行なう。
- 加賀市鴨池観察館において鳥類の生息状況調査を実施。
- 鳥獣保護区周辺では地元団体によりの持続可能な利用として、鳥類に著しい影響の及ぼさない伝統猟法の坂網猟による狩猟が行なわれている。



坂網猟

公告縦覧、公聴会の実施結果

1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和5年9月15日-10月2日
- 縦覧の場所：環境省本省及び中部地方環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和5年9月11日-10月1日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：なし

3. 公聴会

- 開催日：令和5年9月5日(火)
- 場 所：加賀市鴨池観察館会議室
- 公述人：9名
(本人出席2名、代理出席3名、欠席4名)
- 賛否：賛成9名
- 意見：なし



国指定沖ノ島鳥獣保護区 沖ノ島特別保護地区の再指定について

沖ノ島鳥獣保護区(94ha)

沖ノ島特別保護地区(93ha)



環境アセスメントデータベースEADASより
地図：国土地理院

沖ノ島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 位置

福岡県宗像市

● 指定区分

集団繁殖地

● 面積

鳥獣保護区

94ha

特別保護地区

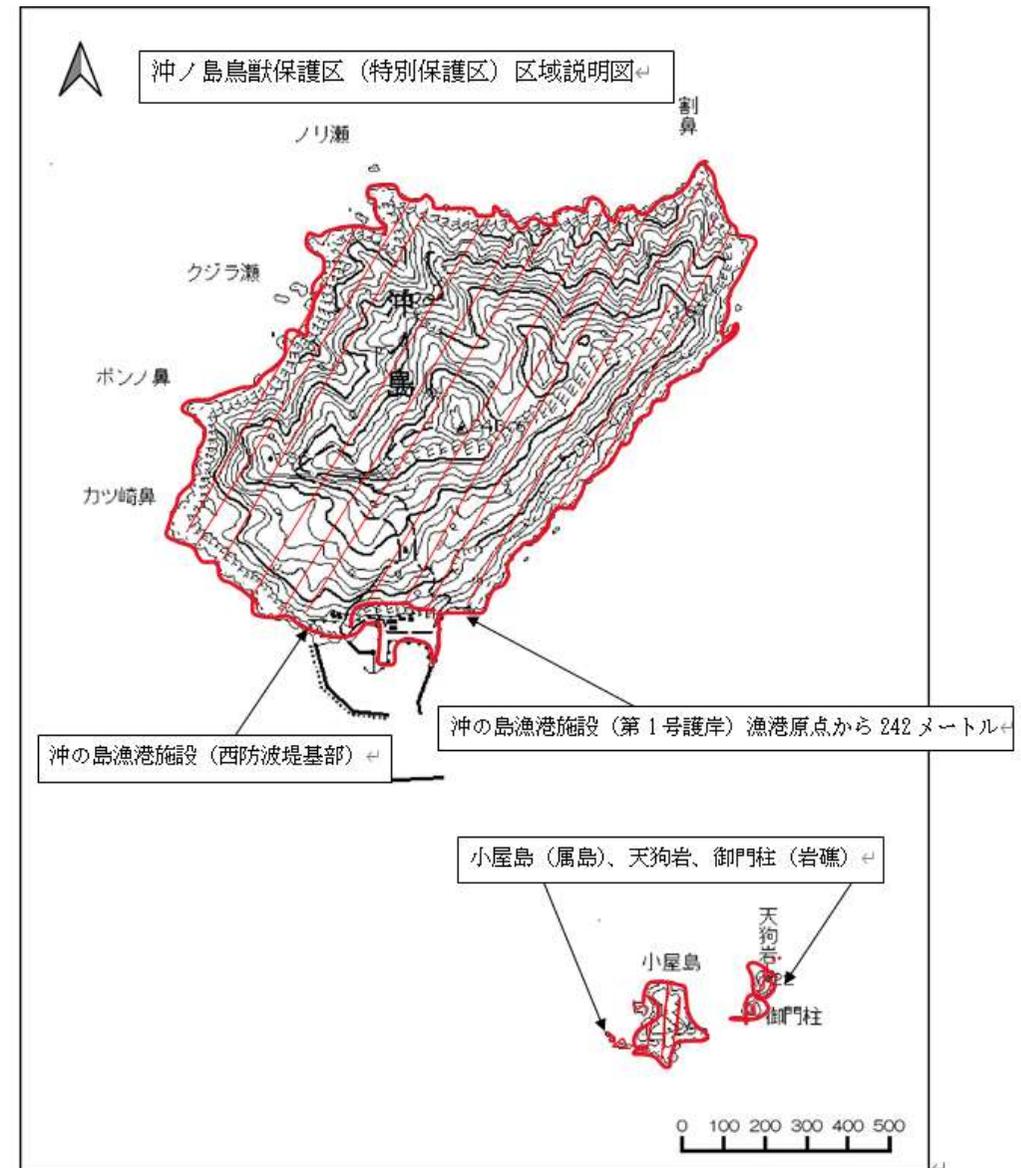
93ha(再指定)

● 存続期間

令和5年11月1日から20年間

● 他法令による規制区域等

- ・沖ノ島自然環境保全地域(福岡県条例)
- ・国指定天然記念物沖の島原始林



沖ノ島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- 鳥類: 136 種
カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等
- 獣類: 2種
ドブネズミ、クマネズミ

● 自然環境の概要

- 当該区域においては、沖ノ島本島に宗像大社の神職が交代で滞在するのみで、人間活動による鳥類への影響が少ない。
- ヒメクロウミツバメやカンムリウミスズメ(ともに環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)、オオミズナギドリなどの海鳥類の重要な集団繁殖地となっている。
- 猛禽類のハヤブサ(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)やウミネコ、アマツバメなど多様な鳥類の生息が確認されている。

沖ノ島全景



沖ノ島鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

管理方針

- 鳥類の生息状況のモニタリング調査、現場巡視等を通して、区域内の鳥類の生息環境の把握に努める。
- 沖ノ島本島では、人為的に移入したと考えられるクマネズミ、ドブネズミの生息が確認されていることから、その海鳥の繁殖への影響について把握を図る。

小屋島等岩礁



ヒメクロウミツバメ成鳥



オオミズナギドリ幼鳥



公告縦覧、公聴会等の実施結果(その1)

1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和5年9月15日-10月2日
- 縦覧の場所：環境省本省及び九州地方環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和5年9月11日-10月1日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：なし

公告縦覧、公聴会等の実施結果(その2)

3. 公聴会

- 開催日：令和5年8月29日(火)
- 場所：宗像市 海の道むなかた館 講義室
- 公述人：7名
(本人出席3名、代理出席3名、欠席1名)
- 賛否：賛成7名
- 意見：下表のとおり



主な意見	意見への対応
<p>○同島の自然環境を把握するには継続的な調査が必要であり、特別保護地区の指定にあたり調査の実施を希望する。</p> <p>○小屋島においては、過去にドブネズミの侵入により、絶滅危惧Ⅱ類のヒメクロウミツバメとカムリウミスズメの被害が激しかった。回復状況について把握していれば教えてもらいたい。</p>	<p>○環境省では、鳥獣保護区の更新に当たり、令和4年度に自然環境調査を行っている。</p> <p>○小屋島においては、地元自治体等による駆除作業が行われ、カムリウミスズメは、モニタリングサイト1000海鳥調査で営巣・卵が確認されている。また、ヒメクロウミツバメは、令和2年度に11年ぶりに繁殖が確認されている。</p> <p>今後については、引き続き状況把握に努め、必要に応じて関係機関と対策を検討したい。</p>

国指定草垣島鳥獣保護区 草垣島特別保護地区の再指定について

草垣島鳥獣保護区(18ha)

草垣島特別保護地区(18ha)



環境アセスメントデータベースEADASより
地図：国土地理院

草垣島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

- **位置**

鹿児島県南さつま市

- **指定区分**

集団繁殖地

- **面積**

鳥獣保護区

18ha

特別保護地区

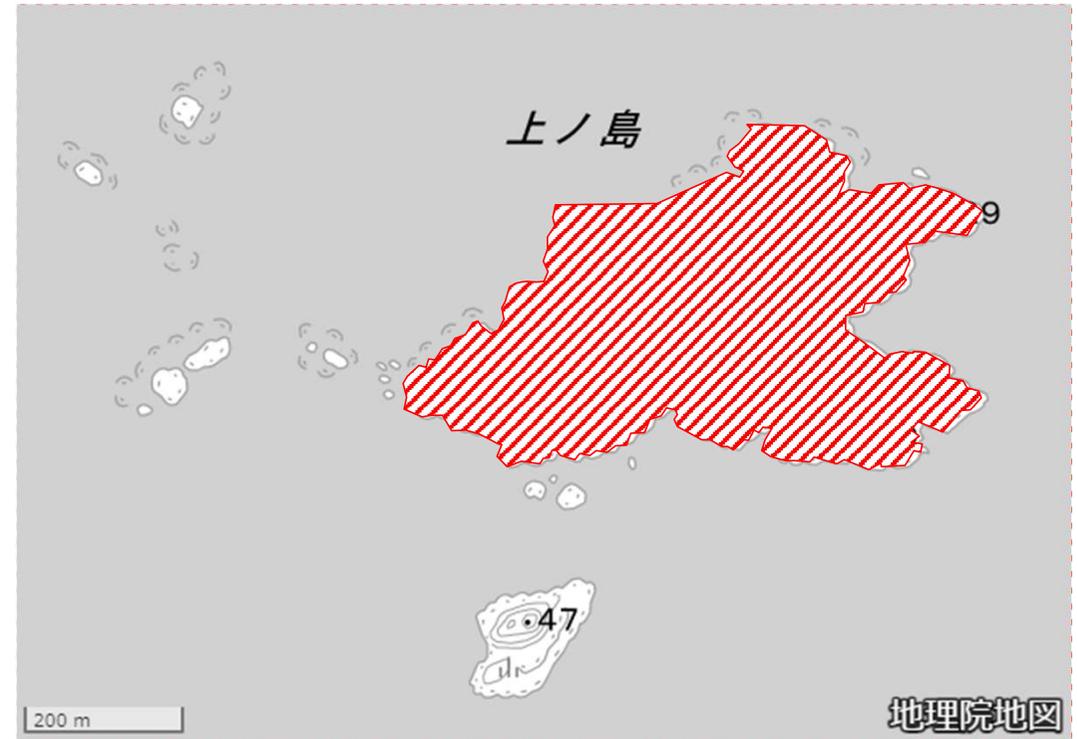
18ha(再指定)

- **存続期間**

令和5年11月1日から20年間

- **他法令による規制区域等**

・なし



草垣島の接岸場所



草垣島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- 鳥類:66 種
オオミズナギドリ、カツオドリ等
- 獣類:1 種
クマネズミ

● 自然環境の概要

- 鹿児島県枕崎の西約90kmの海上に位置する草垣群島の一つの上ノ島本島に位置する。
- 上ノ島は、草垣群島の北端に位置する無人島で、人間活動による鳥類への影響が少なく、オオミズナギドリ及びカツオドリの重要な集団繁殖地となっている。
- ハヤブサ、アカモズなどの希少鳥類の生息も確認されている。

草垣島上空の水鳥



草垣島鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

管理方針

- 上ノ島は無人島のため、人間活動による鳥類への影響が少なく、海鳥類の集団繁殖地として重要なことから、繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。
- 人為的に移入したと考えられるクマネズミが生息していることから、その海鳥への影響について、把握を図る。
- 島内の灯台の改築等が行われる場合には、海鳥類の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないよう、関係機関との連絡調整を図る。

カツオドリと巣



公告縦覧、公聴会等の実施結果(その1)

1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和5年9月15日-10月2日
- 縦覧の場所：環境本省及び九州地方環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和5年9月11日-10月1日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：なし

公告縦覧、公聴会等の実施結果(その2)

3. 公聴会

- 開催日：令和5年9月1日(金)
- 場 所：南さつま市役所 防災会議室1
- 公述人：4名
(本人出席2名、代理出席2名)
- 賛否：賛成4名
- 意見：下表のとおり



主な意見	意見への対応
同保護区は、オオオミズナギドリ、カツオドリ等海鳥類の生育・繁殖にとって重要な場所であることから、引き続き特別保護地区として指定することが望ましい。	引き続き保護区の適切な保護・管理に努めたい。

国指定名蔵アンパル鳥獣保護区 名蔵アンパル特別保護地区の再指定について

名蔵アンパル鳥獣保護区(1,147 ha)

名蔵アンパル特別保護地区(154 ha)



名蔵アンパル鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 位置

沖縄県石垣市

● 指定区分

希少鳥獣生息地

● 面積

鳥獣保護区 1,147 ha

特別保護地区 154 ha(再指定)

● 存続期間

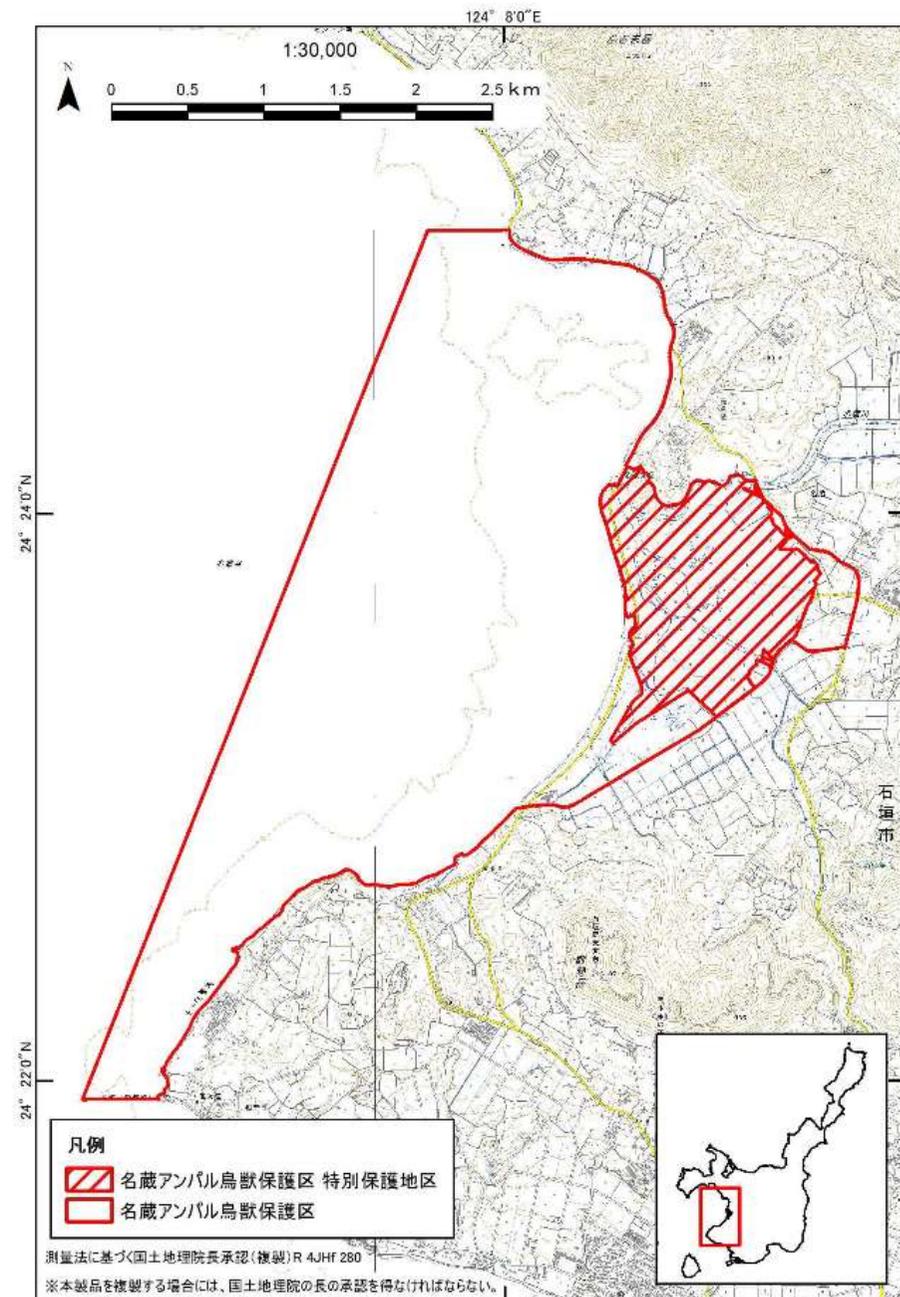
令和5年11月1日から20年間

● 他法令による規制区域等

西表石垣国立公園

(自然公園法)

ラムサール条約登録湿地



名蔵アンパル鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- 鳥類: 170 種

キンバト、オオクイナ、クロツラヘラサギ、セイタカシギ等

- 獣類: 5 種

ヤエヤマオオコウモリ、リュウキュウユビナガコウモリ、カグラコウモリ等



名蔵アンパル

● 自然環境の概要

- マングローブ林、干潟、海浜、海面、原野、海岸林等の多様な自然環境がまとまっている。
- 水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置し、シギ・チドリ類等の中継地又は越冬地である。また、八重山諸島特有の猛禽類、森林性鳥類等多様な鳥類の生息の場でもある。
- 水鳥類ではクロツラヘラサギ、セイタカシギ、アカアシシギ等、猛禽類ではカンムリワシ、チュウヒ、リュウキュウツミ等、森林性鳥類ではキンバト、オオクイナ等の希少鳥類の生息が確認されている。

名蔵アンパル鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

管理方針

- 干潟、原野、マングローブ林及びモクマオウ林については、生息する鳥類の採餌、休息の場として重要な場所であることから、現状のままの保護を基本とする。
- 河川、道路等の整備・改修等に当たっては、鳥類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地方公共団体、及び関係調整期間と調整を図る。
- 無秩序な利用による鳥獣への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係機関、地域住民等と連携協力して鳥類の生息・利用環境の保全を図る。
- 特定外来生物等の侵入状況について情報を収集し、鳥獣類に影響を及ぼすおそれのある場合は対策を検討する。



セイタカシギ



クロツラヘラサギ

公告縦覧、公聴会等の実施結果(その1)

1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和5年9月15日-10月2日
- 縦覧の場所：環境省本省及び沖縄奄美自然環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和5年9月11日-10月1日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：なし

公告縦覧、公聴会等の実施結果(その2)

3. 公聴会

- 開催日：令和5年9月8日(金)
- 場 所：国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター
- 公述人：8名
(本人出席1名、代理出席5名、欠席2名)
- 賛否：賛成8名
- 意見：下表のとおり



主な意見	意見への対応
<p>○河川の適正利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全にご配慮願いたい。</p> <p>また、鳥類の生息・利用環境の保全を図るために、水質等のモニタリング調査の実施を検討していただきたい。</p> <p>○従来から営まれている漁業活動に何らかの制限を受けないようにしてほしい。また、指定後においても漁業活動に支障を与えるおそれのある規制等を設けないでいただきたい。</p>	<p>○水質等は調査項目に含まれていないが、鳥獣保護区管理員により毎月、生息する鳥獣や保護区の利用状況等について調査を行って鳥獣の変化を長期的にモニタリングしている。今後も適切に鳥獣の保護管理に努める。</p> <p>○今回の指定はこれまで指定されていた範囲と変わりがなく、従来から営まれてきた漁業活動に対して、新たな制限を設けるものではない。</p>